

決 裁	確 認	係

伺 下記のとおり支給してよろしいか。

この請求書は育児休業開始月の翌月5日までに提出してください。

育児休業手当金延長(変更)請求書 (1歳超)

下記のとおり請求します。

茨城県市町村職員共済組合理事長 様

決定金額

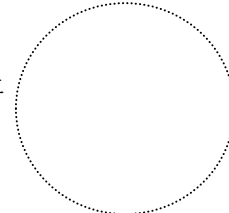
円

請求日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	所属所	〇〇市役所	
組合員等 記号番号	〇〇〇-〇〇〇〇〇〇			
組合員氏名	共 済 組 子	短期標準 報酬の月額	〇〇等級	380,000 円
子の氏名	共 済 合 子 (続柄 長女)	生年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
育 児 休 業 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
育児休業手当金請求期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
育 児 休 業 期 間 (変 更 後 / 2 回 目)	年 月 日 ~ 年 月 日			
育児休業手当金請求期間 (変 更 後 / 2 回 目)	年 月 日 ~ 年 月 日			
〔延長請求の理由〕(該当する番号を○で囲んでください)				
① 保育所における保育が実施されないこと				
2 養育を予定していた配偶者の死亡				
3 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等				
4 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居				
5 養育を予定していた配偶者が産前産後休業期間にあること				
6 本請求とは別の子に係る産前産後休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該産前産後休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったこと				
7 介護休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該介護休業に係る対象家族が死亡もしくは離婚等により組合員との親族関係が消滅したこと				
8 本請求とは別の子に係る新たな育児休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該新たな育児休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったこともしくは養子縁組等が成立しなかったこと				
【給与支払に関する証明】 ※育児休業開始日から育児休業開始日の属する月の末日等までの期間について証明してください。 ※□に✓を記入のうえ、給与を支給している場合は、報酬支給明細書を添付してください。				
上記の期間に対して給与を □支給していない □支給している ことを証明します。				
令和〇〇年〇〇月〇〇日				
給与事務担当者 職名 〇〇 氏名 〇〇 〇〇				
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。				
令和〇〇年〇〇月〇〇日				
所属所長 職名 〇〇 市長 氏名 〇〇 〇〇				

変更理由に応じた確認書類を添付してください。

- この請求書は、育児休業開始日の翌月5日までに共済組合に提出してください。
- 育児休業開始日の翌月からは、「育児休業実績・給与支払状況報告書」により、給与等を証明してください。
- 決定金額は、給付開始当初のものであり、支給期間中に短標準報酬の月額に変動があった場合は、その金額に応じて給付金を決定します。

受付印



【 育児休業手当金計算書 】

組合員等
記号番号 ○○○ - ○○○○

1 標準報酬の日額

・標準報酬月額 × 1/22

$$\frac{280,000 \text{ 円}}{\quad} \times \frac{1}{22} = \frac{12,730 \text{ 円}}{\quad} \text{ (A)}$$

(10円未満四捨五入)

2 育児休業手当金(日額) 【180日に達するまで】

・標準報酬日額 (A) × 手当金率(67/100)

$$\frac{12,730 \text{ 円}}{\quad} \times \frac{67}{100} = \frac{8,529 \text{ 円}}{\quad} \text{ (B)}$$

(円未満切捨て)

・雇用保険法第17条第4項第2項ハに定める額(※1) × 30 × 67/100 × 1/22

$$\frac{15,190 \text{ 円}}{\quad} \times 30 \times \frac{67}{100} \times \frac{1}{22} = \frac{13,878 \text{ 円}}{\quad} \text{ (B')}$$

(円未満切捨て)

3 育児休業手当金(日額) 【181日以降】

・標準報酬日額 (A) × 手当金率(50/100)

$$\frac{12,730 \text{ 円}}{\quad} \times \frac{50}{100} = \frac{6,365 \text{ 円}}{\quad} \text{ (C)}$$

(円未満切捨て)

・雇用保険法第17条第4項第2項ハに定める額(※1) × 30 × 50/100 × 1/22

$$\frac{15,190 \text{ 円}}{\quad} \times 30 \times \frac{50}{100} \times \frac{1}{22} = \frac{10,356 \text{ 円}}{\quad} \text{ (C')}$$

(円未満切捨て)

4 育児休業手当金支給日数

・180日に達するまでの日数 (※2、※3) 日 (D)

・181日以降の日数 日 (E)

※ 支給日数は、土日を除いた日数です。

なお、祝日及び12月29日から1月3日までの日(土日を除く。)は、支給日数に含まれます。

5 育児休業手当金総額 (F) + (G) = 833,815 円

・180日に達するまで

給付日額(B) × 日数(D) = 円 (F)

※(B) ≥ (B')の場合は、(B') × (D)

・181日以降

給付日額(C) × 日数(E) = 833,815 円 (G)

※(C) ≥ (C')の場合は、(C') × (E)

(※1) 当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額。

(※2) 子が1歳に達するまでに、通算して180日以上育児休業を取得し、かつ育児休業手当金を受給していた場合は、記入不要。

(※3) 子が1歳に達するまでに取得していた育児休業が通算180日に達しない場合は、180日からすでに取得した育児休業の日数を控除した日数を記入。